

ものは常に *chidebeo* と稱する一定の驛舎に住して多くの鈴を着けたる帯を纏へり、此等の驛舎は約三哩の距離を以て相建てり、飛脚の驛舎に近づきて其纏附せる鈴を高く鳴らすや、此處にまてるものは蒼皇用意を整へ、前者の信書を得るや否や直ちに次の驛に向ひて疾走す、此の如くにして音信は終に大汗の許に達し、全帝國のことは暫時の間に一として大汗の聞知せざるものあらざるなきに至る』と（ユール、カテイ、一卷一三九頁）茲に言へる *Chi-debeo* は此後百年にして至れるロフ王 *Shah Rokh* の使者の記せる *Kiditu* と同一のものにして、ユール氏等は大に其エチモロヂーに苦しめりと雖、もとよりこれ急遞鋪の音を寫せるものに外ならざるなり、此かる有様は元史にも同様に『鋪卒皆腰革帶、懸鈴、持鎗、挾雨衣、賚文書以行、夜則持炬火、道狹則車馬者、負荷者、聞鈴避諸旁、夜亦以驚虎狼也、響所及之鋪、則鋪人出以俟其至、囊板以護文書、不破碎、……漆絹以禦雨雪、不使濡濕之、及各鋪得之、則又展轉遞去』と記せり（兵志）用意頗ふる周到なりといふへし、此の如くにして走れる鋪卒は一晝夜行くこと四百里と規定せられたり、元典章に『諸衙門轉遞文字、既有走遞程限、晝夜行四百里、各處提調官、選少壯人丁應役、毋令老幼不堪之人充應』と云ひ、また『轉遞匣子内文字、一晝夜須行四百里、其餘文字、發遣既無繁文、遞轉亦多省力、一晝夜擬行四（？）百里、違者提點急遞鋪官、依例斷罪』（兵部典章雜例）と云へり、匣子内文字とは邊關急速の公事に係はるものに限り、特に信書を匣子の中に入れて遞送せしめ、他の信書と區別したるものをいふ、此匣子は各鋪司一々開きて損壞等の有無を検すべきを令せるを以て、之を他の書信に比するときはその傳達に要する時間多かりしか如し、これ典章に其餘文字發遣既無繁文云々といへる所以なりとす。ポロは『此の如くにして帝は……十日路の地よりして僅に一晝夜の時間を以て其消息を知るを得たり、實に秋期に至りては今朝大都にて